

---

---

論 説

---

---

# イギリスにおける司法審査の財政的負担とクラウドファンディング

榎 原 秀 訓

はじめに

- 一 司法審査の概要と利用における障害
    - 1 司法審査の概要
    - 2 非財政的障害と財政的障害
  - 二 司法審査へのアクセスに対する財政的障害
    - 1 訴訟費用・弁護士費用
    - 2 法律扶助
    - 3 条件付成功報酬契約・第三者による訴訟費用の提供
  - 三 司法審査におけるクラウドファンディング
    - 1 重要な二つの団体 (CrowdJustice と the Good Law Project)
    - 2 政府・裁判所の対応と費用負担上限命令
    - 3 訴訟の財政的負担者とクラウドファンディングの目的
    - 4 従来の資金集め運動との相違と公益訴訟モデルの展開
- おわりに

はじめに

本稿は、イギリスにおける行政訴訟である司法審査 (Judicial Review)、特にその中でも公益訴訟を対象に、それを利用しようとする場合の財政的負担の実際と、その財政的負担に対処するために利用されだしているクラウドファンディングについて紹介、検討をしようとするものである。わが国においても、行政訴訟ではないが幾つかの訴訟に、近年になってクラウドファン

ディングが用いられ、クラウドファンディング利用のためのプラットフォームも用意されてきている<sup>1)</sup>。

司法審査へのアクセスに対する財政的障害については、イギリスにおいても、従来、公法研究者の検討対象となっておらず、パブリック・ロー・プロジェクト (Public Law Project) による調査が初めてその全体像を示したということができると思われる<sup>2)</sup>。また、デジタル化の進展状況における行政的正義の状況や<sup>3)</sup>、司法審査の利用のためのクラウドファンディング利用については、上記のパブリック・ロー・プロジェクトによる調査も担当したトムリンソン (Tomlinson) による研究成果が公表され<sup>4)</sup>、これらの問題についてようやく検討が開始されたところであり、今後関心が集まっていくものと考えられる。

イギリスにおける司法審査の実態に関して、財政的負担にかかわっていない側面については、同じくパブリック・ロー・プロジェクトにかかわる研究者による調査を含めて、共同研究として、その状況を示してきたところであるが<sup>5)</sup>、本稿では、司法審査の財政的負担に関する側面に焦点を当て、その実態を明らかにするとともに、それへの対応としての司法審査、特に公益訴訟におけるクラウドファンディングの具体的な利用例にも簡単に触れながら、制度上の論点や従来運動や公益訴訟との相違などを検討していく。

## 一 司法審査の概要と利用における障害

### 1 司法審査の概要

#### (1) 二段階の審査手続

最初に、司法審査請求制度の概要を簡単に紹介しておきたい。司法審査請求制度は、大きく二段階に分かれるが<sup>6)</sup>、第一段階を許可の場合と不許可の場合の二つに分けると、三段階のものと理解することもできる<sup>7)</sup>。

第一は、許可段階であり、司法審査請求が審理されるためには、まず、裁

判所の許可が要求される。これは、現在書面で（以前は、書面審理または口頭審理で）決定される。第二は、口頭の更新審理（oral renewal）段階である。裁判所が書面審理に基づいて不許可にした場合には、原告は、決定を口頭審理において再考することを求めることができる。許可が与えられない場合、控訴院に抗告することができる。不許可にする際に、裁判官は事件が「全くメリットがない」（totally without merit）と証することができる。司法審査請求の制度改革の一部として、2013年7月1日以来、不許可にされ、「全くメリットがない」と証された事件は、口頭審理において更新され得ないものとなっている<sup>8)</sup>。以上は、大きく第一段階のものである。

それから第二段階のものとして、口頭審理を行う最終審理段階である。許可段階または口頭の更新審理段階で、司法審査請求を審理する許可が与えられた場合、事件は最終審理され、判決が下される。

近年の動向としては、訴訟件数の増加に伴い、第一段階の許可率が低下していたり、また、第一段階の許可を得ても第二段階の審理が行われなかったり、第二段階において判決にまで至らない件数が相当多数存在したりする状況であることがわかっている。その評価として、無意味な訴訟件数が増加しているのではなく、許可率が低下しているのは第二段階での審理件数を限定するためのものではないかと議論され、また、途中で訴えが終了するのは訴訟当事者で和解が成立するからであると考えられ、そのことは積極的に評価されている<sup>9)</sup>。

## （2）緊急手続、仮の権利保護と同意命令

次に、「二」で確認する訴訟費用にかかわって、緊急手続（Application for urgent consideration）、仮の権利保護（Interim application）と同意命令（Consent order）の三つの内容を確認しておきたい。

まず、緊急手続は、事案の状況が司法審査請求の許可申請の緊急の考慮および/または（訴訟前が求められるほど緊急ではないが、裁判所が短縮された時間的枠組みの中においてそれを処理することを求められるほど依然として十分に緊急である）仮

の救済を要求している場合、原告は、訴状を発すると同時に緊急の考慮を申請することができる<sup>10)</sup>。次に、仮の権利保護である<sup>11)</sup>。仮の救済の申請は、許可段階で考慮される。仮の救済の申請がなされた場合、裁判官は、仮の救済の口頭審理と許可を命じることができる。最後に、同意命令である<sup>12)</sup>。当事者が申請の処理に合意する場合、裁判所に出廷する必要なく、裁判所から合意に効力を得る命令を得ることができる。

## 2 非財政的障害と財政的障害

### (1) 2012年以降の非財政的障害

イギリスにおいて司法審査を利用する場合、つまり司法へのアクセスの非財政的障害を考えた場合、個別の法律によるアクセス制限が考えられるが、裁判所はそれに対して、一般的にアクセス制限を容易には認めてこなかった<sup>13)</sup>。近年注目されるのは、保守党と自由民主党の連立政権が2012年以降に提案してきた司法審査制度改革提案（意見聴取文書の公表）であり、非財政的障害としては、特に2013年の原告適格の制限の提案が注目を集めた<sup>14)</sup>。その改革提案は、1990年代以降、しばしば公益訴訟の提起が認められてきたことを念頭に置いたものである<sup>15)</sup>。つまり、司法審査の請求件数の増大にもかかわらず、司法審査の許可件数の割合が低く、さらに、判決にまで至る件数の少なさを問題とし、訴訟の原告が個別具体的な不利益を受けるわけではなく、訴訟によって開発の遅れが出ていると考えた政府が、公益目的で司法審査を提起する圧力団体の原告適格を限定しようとするものであったが、このような政府の提案に対しては、法の支配に反するなどとして、批判的な見解が多く、政府は、その提案を撤回してきている<sup>16)</sup>。

既に、この改革提案以前に、司法審査申請を求める許可申請の不許可率が増加し、次の審理に進む事件数をコントロールしていることも指摘されてきていた。さらに、従来、不許可を受けた場合にも、口頭での審理による許可の更新を求めることが行われてきた。これに対して、このような更新手続を

とることをできなくする「全くメリットがない」というカテゴリーを設けることによって、初期の段階で、訴訟の決着を付ける手続が導入されてきた。

さらに、従来から、訴訟提起を制限する立法が制定されてきているが、近年においても、同様の立法が制定されている。他方で、早い段階から、裁判所は、司法へのアクセス保障を重視して、訴訟提起を制限する立法を容易には認めない対応をとってきたが、近年でも、その傾向は変わらず、むしろ強化されているようにすら思われる。

## (2) 財政的障害

上記の連立政権以降の司法審査制度における非財政的障害の中で、最も関心を集めてきた原告適格の制限提案は撤回されたものの、その代わりに新しく財政的障害が強化されてきた。本稿で紹介する連立政権によってなされた改革としては、① 口頭許可の申請に基づき支払われる新しい裁判所手数料 (Court Fee) の導入と、司法審査事件において支払われる裁判所手数料における一連の値上げ、② 原告の弁護士への支払いが(幾つかの例外はあるが)許可付与に基づく条件付きのものとなるような司法審査事件における法律扶助 (Legal Aid) に対する改革、③ 許可前には付与され得ない費用負担上限命令 (Costs Capping Orders) の導入である<sup>17)</sup>。

司法審査の財政的障害については、一般的に、「立憲主義者 (constitutionalist)」見地からの評価と、「経営主義者 (managerialist)」見地からの評価の論争があることが指摘されてきている<sup>18)</sup>。「経営主義者」の見地からは、いかに司法審査システムが機能すべきか考察する際の優先順位は、進行しなければならない事件の全体量とその過程の政府側の影響を管理することに置かれる。適切な救済手段を提供することに焦点があるが、それは利用できるリソースや、時間適合性、費用効率性と納税者への費用の制限内で考察される。対照的に、立憲主義者の見地は、個々の事件における正義と公正に優先順位が置かれる。この見地からは、正義と公正の考慮は、当然にリソースやシステム全体の考慮に優先する。また、司法審査が提供することができる憲

法上および社会上の「善」に置かれる。これらはスペクトルの異なる端であり、両者のアプローチの緊張は避け難いとされている。こういった見方からすると、近年、政府は「経営主義者」の見地に立って司法審査の制限をしてくれていることになり、以下では、その具体的状況を順次検討していきたい。

## 二 司法審査へのアクセスに対する財政的障害

### 1 訴訟費用・弁護士費用

#### (1) 裁判所手数料

まず最初に、裁判所手数料 (Court Fees) の状況をもておきたい<sup>19)</sup>。2003 年裁判所法 (Courts Act) 92 条 1 項は、大法官に「財務大臣の同意を得て」、命令によって上級裁判所 (行政裁判所を含む) によって扱われたものに関して支払うべき手数料を規定する権限を与えている。また、同法 92 条 5 項および 6 項は、そのような命令を制定する前に、大法官に、首席裁判官、記録長官、女王座部長官、家事部長官、および (民事訴訟の手数料に関して) 民事裁判官カウンスルに意見聴取することを求めている。さらに、同法 92 条 3 項は、大法官に、命令における規定を考察する際に、「裁判所へのアクセスは否定されてはならないという原則を考慮する」ことを求めている。

具体的に、現在の行政裁判所における司法審査の裁判所手数料は、表 1 のように規定されている。

#### (2) 裁判所システムの費用回収

裁判所手数料のレベルは、裁判所システムを運営する、例えば、審理室や裁判所管理を提供し、裁判官および裁判所職員の給与を支払うという政府の費用に密接にかかわっている<sup>20)</sup>。

2013 年 12 月の意見聴取文書は、裁判所手数料の増額を提案し、付随する影響評価では、次のように述べる<sup>21)</sup>。「現在の司法審査の手数料は、費用以

表 1 現在の行政裁判所における司法審査の裁判所手数料

司法審査申請の許可のために	154 ポンド
口頭審理において、許可決定を再考察する要求の申請の際に（手数料 A）	385 ポンド
裁判所が司法審査の請求を進める許可を与える命令をした場合、請求者への命令のサービスの 7 日以内に請求者によって支払われる以下のもの	
もし手続が司法審査の申請の許可の申請によって開始された場合（手数料 B） [しかし、手数料 A が支払われ、許可が口頭審理で与えられ、手数料 B の下で支払われる金額が 385 ポンドである場合]	770 ポンド [385 ポンド]
緊急の考慮の申請（いかなる手数料も支払われない事件の請求をする場合になされたのでない限り）	255 ポンド
仮の申請	255 ポンド
同意命令	100 ポンド

（出典） R. Low-Beer and J. Tomlinson, *Financial Barriers to Accessing Judicial Review: An Initial Assessment* (Public Law Project, 2018), p.11.

下となっている。財政的モデルは、これらの手数料が、これらの過程のフルコストを回収しないことを算出してきた。したがって、政府は、申請のために 60 ポンドから 135 ポンドに、口頭審理または口頭の更新のために 215 ポンドから 680 ポンドに増額し、もし口頭の更新が認められた場合には、口頭審理手数料は放棄されるという、フルコスト価格まで司法審査の手数を増額する提案をする」。2014 年 4 月に、司法審査手数料はこの提案に従って、フルコスト回収を達成するために増額された。さらに、2015 年 8 月に、政府は、民事手数料における一般的な 10% 増額を含むさらなる手数料増額について意見聴取した。そして、2016 年 7 月に司法審査手数料がこの提案に従ってさらに増額された。このことは、2000 年 10 月 2 日からの司法審査のための裁判所手数料の増額を示した表 2 からわかる。特に、上記で説明したように、2014 年、2016 年に、大幅な手数料の引き上げが行われてきたことがわかるのである。

このような対応は、司法審査に限定されたものではなく、審判所の利用にかかわっても、無償であったものに、高額な手数料を課す審判所の例が出てきた。そして、労使審判所へ的高額な手数料の導入については、ユニソン事件 (*R (UNISON) v Lord Chancellor* [2017] UKSC 51) において裁判所でも争われ、

表 2 2000 年 10 月 2 日からの司法審査のための裁判所手数料の増額

施行日/施行政令 および改正政令	手数料が課される申請	支払われる べき手数料	手数料の 値上げ額
2000 年 10 月 2 日 2000 年 最高法院手数料（改正 4 号）命令によって改正された、 1999 年 最高法院手数料規則別表 1	司法審査申請の許可のために	30 ポンド	
	裁判所が司法審査の請求を進める 許可を与える命令をした場合、請 求者への命令のサービスの 7 日以 内に請求者によって支払われる以 下のもの		
	司法審査手続が開始された場合	120 ポンド	
	司法審査手続の使用による以外に 司法審査請求が開始された場合	30 ポンド	
2003 年 4 月 1 日 2003 年 最高法院手数料（改正）命 令によって改正された、1999 年 最 高法院手数料規則別表 1	司法審査申請の許可のために	30 ポンド	
	裁判所が司法審査の請求を進める 許可を与える命令をした場合、請 求者への命令のサービスの 7 日以 内に請求者によって支払われる以 下のもの		
	司法審査手続が開始された場合	180 ポンド	60 ポンド
	司法審査手続の使用による以外に 司法審査請求が開始された場合	30 ポンド	
2005 年 1 月 4 日 2004 年 民事訴訟手数料命令別表 1	司法審査申請の許可のために	50 ポンド	20 ポンド
	裁判所が司法審査の請求を進める 許可を与える命令をした場合、請 求者への命令のサービスの 7 日以 内に請求者によって支払われる以 下のもの		
	司法審査手続が開始された場合	180 ポンド	
	司法審査手続の使用による以外に 司法審査請求が開始された場合	50 ポンド	20 ポンド
2008 年 5 月 1 日 2008 年 民事訴訟手数料命令別表 1	司法審査申請の許可のために	50 ポンド	
	裁判所が司法審査の請求を進める 許可を与える命令をした場合、請 求者への命令のサービスの 7 日以 内に請求者によって支払われる以 下のもの		
	司法審査手続が開始された場合	180 ポンド	
	司法審査手続の使用による以外に 司法審査請求が開始された場合	50 ポンド	
2011 年 4 月 4 日 2011 年 民事訴訟手数料（改正）命 令によって改正された 2008 年 民 事訴訟手数料命令別表 1	司法審査申請の許可のために	60 ポンド	10 ポンド
	裁判所が司法審査の請求を進める 許可を与える命令をした場合、請 求者への命令のサービスの 7 日以 内に請求者によって支払われる以 下のもの		



イギリスにおける司法審査の財政的負担とクラウドファンディング

	司法審査手続が開始された場合	215 ポンド	35 ポンド
	司法審査手続の使用による以外に司法審査請求が開始された場合	60 ポンド	10 ポンド
2014年4月22日 2014年民事訴訟手数料(改正)命令によって改正された2008年民事訴訟手数料命令別表1	司法審査申請の許可のために	140 ポンド	80 ポンド
	口頭審理において、許可決定を再考察する要求の申請の際に(手数料A)	350 ポンド	350 ポンド
	裁判所が司法審査の請求を進める許可を与える命令をした場合、請求者への命令のサービスの7日以内に請求者によって支払われる以下のもの		
	司法審査手続が開始された場合(手数料B)	700 ポンド	700 ポンド
	[しかし、手数料Aが支払われ、許可が口頭審理で与えられ、手数料Bの下で支払われる金額が385ポンドである場合]	[350 ポンド]	[350 ポンド]
	司法審査手続の使用による以外に司法審査請求が開始された場合	140 ポンド	80 ポンド

(出典) R. Low-Beer and J. Tomlinson, *Financial Barriers to Accessing Judicial Review: An Initial Assessment* (Public Law Project, 2018), pp. 15–16.

最高裁は、司法へのアクセス保障を侵害するものとして、それを無効と判断していることが注目される<sup>22)</sup>。

### (3) 弁護士費用

司法審査へのアクセスに対する障害は、原告適格のような法的なものを除き、実際的なものに限定しても、財政的負担だけではないが、ここでは、財政的負担に限定して、どのようなものが障害として認識されているのかをみていきたい。

まず、司法審査を提起する場合、どの程度の弁護士報酬が必要かを確認しておく<sup>23)</sup>。ソリシタは典型的には、ソリシタにより金額が異なる、1時間当たりのレートで請求を行うか、固定報酬または両者の組み合わせによっている。弁護士報酬のために必要な資金のレベルは事案ごとにかかなり異なる。しかしながら、口頭審理まで進む司法審査を提起する費用は、相当なものである。

2005年の統計では、司法審査請求にかかる費用は総計で平均9,600ポンドにまで及んでいたとの指摘があるが<sup>24)</sup>、2007年の推定は、簡明な事件にとってのリージョンにおける費用を10,000ポンドから20,000ポンドとし、おそらくより複雑な問題の場合はより高額としていた。

推定がなされてからの10年において、金額は高額になってきた。実務家でもあるヒックマン(Hickman)の2017年のブログによれば<sup>25)</sup>、「政府省庁を相手にした、かなり簡単な2時間の司法審査」は、約8,000ポンドから10,000ポンドの費用がかかる。「1日続き、中央省庁を相手にしたものではないやや複雑な請求」は、40,000ポンド超とVAT(消費税)がかかる。「実質的に2日間の司法審査」は、80,000ポンドから200,000ポンドかかる。最近の体系的な情報は欠如している一方で、法的報酬は、明確に相当な金額になっている。

サンキン(Sunkin)らの198件の調査においては、14,999ポンド以下が23%、15,000ポンド～24,999ポンドが26%、25,000～49,999ポンドが30%、50,000ポンド以上が20%となっている<sup>26)</sup>。

さらに、イギリスの場合、原則として敗訴者負担主義が採用されているという問題もある。敗訴者負担には、出訴のための費用だけでなく、弁護士費用も含むことから、必然的に敗訴した当事者の支払うべき金額は莫大なものとなる<sup>27)</sup>。

もし原告が敗訴したならば、自らと同じく、被告の費用についても負担しなければならない。したがって、常に、司法審査手続、審判、費用負担命令の一般的な予測不可能性に注意する一方で、もし敗訴したならば、30,000ポンド以上の法的請求となり、これにそなえなければならない。

## 2 法律扶助

### (1) 2012年法

司法審査の場合、もう一つのキーとなる資金調達源が法律扶助であるが<sup>28)</sup>、近年の連立政権下における法律扶助の制限は、深刻な問題となっている<sup>29)</sup>。

現行法である 2012 年民事法律扶助、犯罪者の量刑及び処罰に関する法律 (Legal Aid, Sentencing and Punishment of Offenders Act) の内容をみてみよう<sup>30)</sup>。一般的にいて、司法審査に関連して二種類の法律扶助が存在する。第一に、最初の助言と援助をカバーする法的援助 (Legal Help) が存在する。法的援助の場合、法律家は、1 時間当たりのレートが満額に達しうる、現実の費用が三つ以上の要素によって固定された報酬を超えない限り、なされた仕事量にかかわらず、固定の報酬、現在 259 ポンドが支払われる。

第二は、法律家代理 (Legal Representation) である。この法律家代理は、さらに二種類の法律扶助を含む。調査代理 (Investigate Representation) と完全代理 (Full Representation) である。両者は、「免許を受けた仕事」であり、法律扶助委員会から事前に許可が求められる必要がある。弁護士は、規則に規定されているレートで時間給で支払われる。手続の詳細は省略するが、法律扶助の利用可能性は、立法によって規律されており、以下のものにより決定される。請求が「範囲内にあるもの」であり、法律扶助の資格を有するものか否か、法律扶助の申請者が「資産テスト」を充足するか否か、そして、請求のメリットがメリットテストを充足するに十分なものか否かである。

本稿との関係で重要であるのは、資産テストによって、週 169.15 ポンドを得る通常の人、法律扶助の資格を有しないとされることから、近年の法律扶助の改革を裁判へのアクセスの危機の一部であるとするヒックマンの批判である<sup>31)</sup>。

また、2012 年法は、法律扶助の対象を大きく限定するもので、9 条が、「一般事件」として、対象事項を法律に列挙した類型に限定したが、司法審査はそこに列挙され、列挙されていないものについて、「例外事件」として、法律扶助の受給資格が認定される可能性を残した<sup>32)</sup>。さらに、2012 年法別表第 1 部 19 条 2 項によれば、司法審査手続は、もし「個人、個人の家族または環境のために利益を生む潜在性を有さない」のであるならば、法律扶助の範囲から排除される。これは、(例えば、戦争反対の運動家であるマヤ・エバンス [Maya Evans] のような) 運動家がそれらに直接影響を与えない政府の決定を争うた

めに法律扶助を得ることを防ぐ政府の試みであった<sup>33)</sup>。

2012年制定後には、手続(Procedure)・実体基準(Merits Criteria)・報酬(Remuneration)に関する三つの規則が制定されている。「報酬規則」において、政府は、「許可なければ、報酬なし」の仕組みを導入してきた<sup>34)</sup>。弁護士代理は、申請が認められる場合にのみ、許可段階の法律扶助活動の報酬が得られるというものである。この仕組みにかかわって、幾つかの論点が生まれてきた。被告が決定を取り下げた場合、裁判所が口頭審理を命じた場合、裁判所が許可段階と本案について同時に巻上げ(rolled-up)審理を命じた場合に、現在では支払いがなされることになっている<sup>35)</sup>。

以下では、「実体基準規則」の内容について多少詳しく紹介しておく<sup>36)</sup>。実体基準は、認容の見込みが請求手続を正当化するために十分なものでなければならないというものである。さらに、一般的に、提案された原告に対する利益が公的資金援助を正当化するために十分なものでなければならないというものである。認容の見込みは、「かなり良好(Very good)」、「良好(Good)」、「適当(Moderate)」、「境界線(Borderline)」、「ぎりぎり(Marginal)」、「貧弱(Poor)」、「不明確(Unclear)」という類型に即して測定される。

「かなり良好」は認容の見込みが80%以上、「良好」は60-80%、「適当」は50-60%であることを意味する。「境界線」は、認容の見込みがぎりぎりまたは貧弱ではないが、事実、法または専門的証拠の困難な紛争が存在するために、認容の見込み50%より良いということが可能ではない、また、「ぎりぎり」は、認容の結果を得るための45%またはそれ以上の機会があるが、50%未満であることを意味する。他方、「貧弱」は認容の見込みが明確に45%未満であり請求が認められない、「不明確」はよりいっそうの調査が要求されるので上記のいずれにも入らないことを意味する。

規則は、手続を開始するために完全代理を提供する証明が、もし認容の見込みが不明確または貧弱であるならば、拒否されることを規定している。もし認容の見込みが境界線またはぎりぎり、事件が原告に対する圧倒的な重要性がある重大なより広い公益を有するまたは重大な人権の論点を提起する

ようにみえないならば、完全代理は拒否される。

実際には、司法審査は、内在的に高リスクの訴訟の形態であるので、認容の見込みが、「かなり良好」または「良好」であると言い得る司法審査の請求はかなり少数である。しばしば、明確ではない法にかかわる紛争があり得るのであろう。さらに、司法審査を請求している段階で、被告の主張は不明確かもしれない。

加えて、実際にはしばしば法にかかわる紛争が存在するけれども、経験あるカウンセラーまたはソリシタがある程度の正確性をもって認容の見込みが50%よりも大きいか（その場合は、適当）または50%未満か（その場合は、貧弱）決定しなければならないので、認容の見込みが「境界線」であるという基礎の司法審査は少数である。

もし請求が「境界線」または「ぎりぎり」であるならば、請求が三つの追加的要素の一つが存在していることを示すことが必要である。それは、重大なより広い公益が存在していること、原告に圧倒的な重要性があることまたは請求が重大な人権の論点を提起していることである。重大なより広い公益がある事件は、公衆や、同一視できる階層を構成する個人に現実の利益を生むものである。多数の者に影響する法原則を判断する事件はこの類型に入る。原告に圧倒的な重要性がある事件は、原告の生命、自由または物理的安全性に影響を与え、ホームレスのリスクを生じさせる事件である。庇護事件は、一般的に、この類型に入ると考えられる。事件が重大な人権の論点を提起するか否かは比較的明確である。

## (2) 法律扶助の付与件数と割合

表3は、どのくらいの件数の司法審査が2000年から2016年までに法律扶助によって支援されているものとして記録されているかについて、行政裁判所事務局のCOINSのデータベースからとられた情報を示すものである。移民・出入国管理事件の司法審査は、近年上級審判所に権限が移されているが、法律扶助を受けている件数や比率の減少傾向をみてとることができ

表3 2000年から2016年までの行政裁判所のCOINSのデータベースにおける法律扶助によって援助されている司法審査の件数

年次	司法審査の件数	法律扶助を受けた司法審査の件数	割合
2000	4,238	1,163	27.44%
2001	4,722	1,733	36.70%
2002	5,372	1,586	29.52%
2003	5,938	1,938	32.64%
2004	4,200	913	21.74%
2005	5,356	930	17.36%
2006	6,421	1,077	16.77%
2007	6,684	921	13.78%
2008	7,093	1,024	14.44%
2009	9,098	1,440	15.83%
2010	10,553	1,340	12.70%
2011	11,360	799	7.03%
2012	12,429	1,246	10.02%
2013	15,594	933	5.98%
2014	4,065	240	5.90%
2015	4,679	205	4.38%
2016	4,300	195	4.53%

(出典) J. Tomlinson, “Crowdfunding Public Interest Judicial Review: A Risky New Resource and the Case for a Practical Ethics” [2019] P.L. 166, p. 172.

表4 法律扶助の有無による原告ソリシタの費用

	14,999ポンド以下		15,000～24,999ポンド		25,000～49,999ポンド		50,000ポンド以上		総計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
法律扶助	34	24%	43	31%	40	28%	24	17%	141	100%
他の資金	12	21%	8	14%	20	36%	16	29%	56	100%
総数	46	23%	51	26%	60	31%	40	20%	197	100%

(出典) V. Bondy, L. Platt and M. Sunkin, *The Value and Effects of Judicial Review: The Nature of Claims, their Outcomes and Consequences* (Public Law Project, 2015), p. 49.

る<sup>37)</sup>。このような状況が、以下で扱うクラウドファンディングに基づく訴訟のための費用集めに関心を集める原因となっている。

さらに、サンキンらの調査によれば、法律扶助と費用のレベルは、表4のようである。これは、法律扶助を得た事件は低額の費用へ向かう傾向を示しており、費用による相違は、統計上かなり明らかである<sup>38)</sup>。

### 3 条件付成功報酬契約・第三者による訴訟費用の提供

#### (1) 条件付成功報酬契約

次は、条件付成功報酬契約である<sup>39)</sup>。条件付成功報酬は、しばしば、「勝訴なければ報酬なしの取決め」として言及される。司法審査において、それは原告と弁護士の間で、弁護士に勝訴した場合にのみ報酬が支払われるということ为基础として弁護士が活動することに合意することを要求する契約である。弁護士は、何も支払われないリスクのために勝訴した場合には100%まで成功報酬が支払われることを求めることができる。しかしながら、2013年4月以降、成功報酬は、もはや被告から回収することができないが、その代わりに原告によって支払われなければならない。司法審査の非財産的性格を前提にするならば、成功報酬を支払う見込みは、しばしば成功報酬契約を高額で魅力がないものにする。そのため、多くの司法審査の原告は、もし通常、「条件付成功報酬ライト」として知られている特定の種類の成功報酬に合意することができる場合にのみ進められ得る。この「条件付成功報酬ライト」は、ソリシタに支払われる費用を他の側から回収できる費用額に費用を限定し、弁護士に成功報酬を支払うことを原告に要求しない契約である。もし事件が勝訴し、なかんずく費用命令が得られるならば、原告の弁護士は、完全な報酬を回収することができる。条件付成功報酬ライトは、固定報酬とともに用いることができる。

## (2) 第三者による訴訟費用提供の許容

次に、財政的負担の克服法として、イギリスだけではなく他国においても議論や利用が始まっているクラウドファンディングについて説明する。過去においては、第三者による訴訟のための資金調達に禁止されていたが、徐々に緩和され、第三者による訴訟のための資金調達も認められてきた<sup>40)</sup>。

また、民事訴訟の費用に関するジャクソン (Jackson) 報告書においては、第三者の資金提供は、原則として「便益があり、支持されるべきである」、なぜならば、とりわけ他の便益の中で、それは、「訴訟の費用を調達する追加的手段、幾人かの当事者にとっては、訴訟の費用を調達する唯一の手段を提供するものであり、(したがって) 司法へのアクセスを促進する」とされている<sup>41)</sup>。クラウドファンディングにおいても、第三者による資金提供がなされており、同様に考えられることになる。

## 三 司法審査におけるクラウドファンディング

### 1 重要な二つの団体 (CrowdJustice と the Good Law Project)

#### (1) クラウドジャスティス

司法審査におけるクラウドファンディングでは、次の二つの団体が重要であると考えられている。まず一つ目は、クラウドジャスティス (CrowdJustice) であり<sup>42)</sup>、将来の事件を公表し、資金集めをする事件所有者 (資金調達をしようとする者) のためのプラットフォームを提供する。事件所有者は、クラウドジャスティスからの援助を受けて、資金提供を求める事件の詳細、目標額、資金集めをするデッドラインを説明するウェブページを作成する。ページは、典型的には、ソーシャルメディアを通して公表され、オンラインの寄付が承認される。もし目標が達成されるならば、そのとき資金は事件所有者のソリシタの顧客口座に移される。クラウドジャスティスは、資金集めした全体から6%の「プラットフォーム手数料」に加えて消費税をとる。また、



支払い過程では、一誓約につき、1.7%の利用料に加えて20ペンスとなる。もし事件所有者の目標が達成されないならば、クラウドジャスティスは、手数料をとらないし、誓約はキャンセルされ、寄付者のカードにはチャージされない。もし事件が進むならば、事件の最後に用いられなかった資金は、ソリシタによってクラウドジャスティスに返還される。事件所有者は、そのように用いられなかった資金をクラウドジャスティスの別の事件に移すようまたはそうせずに、裁判へのアクセス基金に寄付することを選ぶことができる。1,000ポンド以上を寄付する者は、比例した返還の選択肢を与えられる。クラウドジャスティスは、なんらの法的助言も提供しない。事件についてのすべての情報は、事件所有者とその弁護士から提供される。

## (2) グッド・ロー・プロジェクト

二つ目は、グッド・ロー・プロジェクト (the Good Law Project) であり、ダイレクターである、租税法の専門的バリスタであるモーム (Maugham) 勅選弁護士によって創設されている<sup>43)</sup>。グッド・ロー・プロジェクトは、クラウドファンディングのプラットフォームではなく、先に紹介したクラウドジャスティスを用いているが、クラウドファンディングはその活動のキーとなる部分である。それは政治的なプロジェクトであることを明示しており、その目的は、変化の要求を駆動させるために、訴訟を用いることである。

モーム勅選弁護士は、次のように政治的領域において法を用いる四つの理由をあげる<sup>44)</sup>。第一は、法を変更する訴訟である。第二は、法の遵守を強制することである。第三は、法を知る訴訟である。第四は、争点を政治的アジェンダに押し上げる訴訟である。ただし、租税、雇用上の権利、ブレグジットを含む特定の領域を対象としているとされる。

グッド・ロー・プロジェクトがかかわった最初の事件は、究極的にミラー判決 (*R (Miller) v Secretary of State for Exiting the European Union* [2017] UKSC 5; [2018] AC 61) において最高裁によって判決を下された議論に関連している (ただし、グッド・ロー・プロジェクトは訴訟にはかかわっていない<sup>45)</sup>)。また、ブレグジットに

かかわっては、選挙委員会による離脱派 (Vote Leave) の支出調査に対して、選挙委員会の調査は誤った法のテストを適用し、事実に関して不適切であったと論じ、訴訟を提起した (*R (the Good Law Project) v Electoral Commission & Others* [2018] EWHC 2414 (Admin))。さらに、ミラー第二事件と同じく、ジョンソン首相が国会を閉会としていることをスコットランドにおいて争い、チェリー判決へとつながった<sup>46)</sup>、クラウドジャスティスを通して 207,970 ポンドを調達して争ったものがある (*R (Miller) v Prime Minister and Cherry v Advocate General for Scotland* [2019] UKSC 41; [2019] 3 WLR 589)。

クラウドジャスティスとグッド・ロー・プロジェクトは、支持する価値のある事件であることを確信するために、異なるアプローチを有する。クラウドジャスティスは、事件を取り上げるすべての個人またはグループが資格を有するソリシタまたはバリスタを有すること、または事件が非営利団体によって取り上げられ、それから、寄付者に事件のメリットを説得するよう「運動する」ために非営利団体にそれを委ねることを求める。グッド・ロー・プロジェクトは、この目的でダイレクターのリソースを用い、それが支持することができる事件の数を限定する。

### (3) 多様なクラウドファンディングによる司法審査

司法審査のクラウドファンディングにかかわる者は、これら二つの団体よりもかなり多様なグループであることに注意することも重要である。例えば、目的を達成するために訴訟を提起する多くのチャリティがクラウドファンディングにかかわっている。十分な資力を欠いている個人が訴訟を提起する場合も同様である。いままで大きなスキャンダルは存在しないが、潜在的に混乱が起り得ることにも注意が必要である。

クラウドファンディングによる司法審査の失敗例もある。ウェブスター事件 (*R (Webster) v Secretary of State for Exiting the European Union* [2018] EWHC 1543 (Admin)) は、ミラー事件の後に提起された、一連の事件を構成するものであり、イギリスによって EU に送付された離脱の通知を争おうとした事件で、

あまりうまく管理されていなかったと考えられている<sup>47)</sup>。司法審査請求は、違法性を争う通知から9カ月後と、出訴期間として示された迅速でもなく3カ月過ぎて提起され、「議論の余地なし」として許可を拒否された<sup>48)</sup>。口頭の更新審理においても、申請は、「一」で説明した「全くメリットがない」ものとされた。成功した幾つかの他のクラウドファンディングの例とは異なり、提供された議論の詳細やキーとなる訴訟文書は公開されず、相当な失望すべき透明性の欠如によって特徴付けられるとされた。クラウドファンディングの有名事件とともに、こういった失敗例に注目することも必要である。

#### (4) 新型コロナウイルスによるパンデミック下の司法審査

新型コロナウイルスによるパンデミック下における司法審査について、13名の弁護士へのインタビューによる実証的な調査が行われ、伝統的な口頭審理からリモート審理へと変化した手続の実態や<sup>49)</sup>、新型コロナウイルスをめぐる事件の分析がなされている<sup>50)</sup>。新型コロナウイルスをめぐる少なくとも63件の訴訟が提起され、これらの内43件は中央政府の行為を争うものであり、また、少なくとも13件がクラウドファンディングによって争われていることが紹介されている。

運動の成功の程度は異なることが紹介されており、筆者がクラウドジャスティスのホームページを2020年7月3日に確認したところ、ロックダウン自体の適法性を争うロンドンのビジネスマンであるサイモン・ドーラン (Simon Dolan) 氏に、225,000ポンドに増額された目標に対して、6,536名から201,428ポンド集まっている一方で、ウーバー (Uber) や他の民間ハイヤー運転手の労働条件を争うものについては、10,000ポンドの目標に対して、54名から1,167ポンド集まっているにとどまるものもある。この二つの訴訟は、紹介してきたクラウドジャスティスを用いたものである。

また、グッド・ロー・プロジェクトが担当しているものもあり、教育の二事件において、一般的に学校の閉鎖の影響に焦点を当て、障がいのある児童が学校閉鎖の間に背後に隠れないことを保障するための適切な措置を政府がと

らなかったと主張している。

わが国においても新型コロナウイルスへの対応は大きな関心になっているが、イギリスにおいては既に訴訟で争われ、一定数はクラウドファンディングが用いられているわけである。最も中心的なものと思われるロックダウン自体にかかわる訴訟は少なくとも6件あるようであるが<sup>51)</sup>、ここでもクラウドファンディングが用いられ、ロックダウンが1984年公衆衛生（疾病統制）法（Public Health（Control of Disease）Act）の権限を超越しており、ヨーロッパ人権条約に違反しているとして、ロックダウンの適法性を争っている先にあげたドーラン氏を多くの者がクラウドファンディングを通して支援している。このように最重要課題と思われる問題に関して、クラウドファンディングが用いられ、運動が展開されていることがわかる。

## 2 政府・裁判所の対応と費用負担上限命令

### (1) 政府・裁判所の対応

まず、政府は、司法審査におけるクラウドファンディングに関していかなる明確な政策的立場も有していないとされている<sup>52)</sup>。政府は、他の政策領域においてクラウドファンディングを促進してきたが、いまだ訴訟の領域においてそこまではしていない。一方で、クラウドファンディングを支持することは、司法制度への公的資金を近年劇的に削減してきた政府にとって魅力的な政策であると考えられる。クラウドファンディングが成功すれば、このことは、幾つかの状況において公的資金の有用な代替物となり得るからである。他方で、司法制度におけるクラウドファンディングを支持することは、特に最近の支出削減に留意すると、クラウドファンディングが法律扶助の劣った代替物であるという見解へと通じるかもしれない。クラウドファンディングが公的支出の効果的な同様の代替物であり、またなり得るといういかなる証拠も全く存在しないからである。

どのようにクラウドファンディングを司法審査に関する政府の一般的政策

へと統合するかは、今後を待たなければならない。もしクラウドファンディングによる公益的司法審査が成長するならば、または、クラウドファンディングがそのような司法審査の管理のされ方に消極的な効果をもつならば、長期的な影響があり得るであろう。ハーロー (Harlow) とローリングス (Rawlings) は、政府が実体的な訴訟を鈍らせることを意図した手続的制約を含む「取り締まり (clamping down)」を説明しており、クラウドファンディングによる訴訟でも同様のことが起こり得ると考えられる<sup>53)</sup>。

また、裁判所内部におけるクラウドファンディングに関する見解は、長期的には重要である。司法審査の多くは、裁量的なものとして残っており、このことは、裁判所の態度と思考が事件に重要な影響を有し得ることを意味する。起こり得る消極的な結果に照らして、クラウドファンディングは、明示的な政治的運動を裁判所にもたらすことによって、裁判所をいらつかせるリスクをもつかもしれない。また、クラウドファンディングの訴訟行動に与える影響として、それが弁護士によるスタンドプレーへと通じるというような影響について明らかな関心がある。より一般的には、クラウドファンディングのよりいっそうの使用は、原告が訴訟資金を求めるならば、クラウドファンディングをすべきという非現実的な期待を生むかもしれない。最後に、裁判所は、クラウドファンディングを用いた司法審査の「費用負担上限命令」については好意的な判断をしていることから、以下で少し詳しくみておきたい<sup>54)</sup>。

## (2) 費用負担上限命令

費用負担上限は、原告が敗訴した場合に、原告に課せられる被告側の訴訟費用の支払い義務を免除する、または原告が支払うべき被告側の訴訟費用の総額に上限を設けるものである<sup>55)</sup>。

従来の保護費用命令から 2015 年の刑事司法及び裁判所法 (Criminal Justice and Courts Act) における改正により、費用負担上限命令 (costs capping orders) が導入された<sup>56)</sup>。費用負担上限命令は、訴訟の結果にかかわらず、当事者の

費用に保護を与えるために、訴訟手続の初期段階で求められ、与えられる。

裁判所が費用負担上限命令を与える前に充足すべき条件は、司法審査の請求の許可が与えられること、訴訟が公益訴訟であることに裁判所が納得すること、費用負担上限命令なしでは、申請者が訴訟手続に参加することを撤回するまたは終わらせることによって合理的に活動することを裁判所が納得することである。そして、以下の場合にのみ、訴訟は「公益訴訟」と考えられる。つまり、訴訟の対象となっている論点は、一般公益に重要であること、公益が論点が解決されるべきことを要求していること、訴訟がそれを解決する適当な手段を提供することである。多数の考慮事項が申請を吟味する裁判官によって考慮される。すなわち、救済が司法審査の請求人に与えられるならば、直接に影響を受ける人の数、これらの人への影響がいかに重要か、訴訟が一般公益の重要性を有する法の問題の考察を含むかである<sup>57)</sup>。

サンキンらによれば<sup>58)</sup>、費用保護命令を廃した政府の意図は、裁判官があまりにも容易に費用保護命令を与えることであった。司法省は、裁判官によってとられるリベラルなアプローチが「バランスを過度に傾けており」、「原告が司法審査を彼または彼女自身の利益のために司法審査を提起するときに、費用保護命令が用いられる」ことを懸念しており、他方で、「請求に直接または有形の (tangible) 利益をもたないグループによってもたらされた争いの運動の道具として司法審査の使用」を容易にするとともに、ことを可能にしたことを不満に思っていた<sup>59)</sup>。実際には、サンキンらの調査によれば、502件において、費用保護命令が与えられたのは7件（環境事件を除くと3件）と少数にすぎなかった<sup>60)</sup>。

クラウドファンディングを利用した訴訟で、費用負担上限命令が認められたものに、ケンブリッジ大学の理論物理学者として有名なホーキング (Hawking) 教授を含む5名の原告が政府の政策を争った事件がある。2018年1月28日に、責任あるケア組織を設置する政府の政策が民営化に通じるものであるとして、批判的な運動団体によりその適法性を争うために高等法院に提起された司法審査は、司法審査請求の許可を与えられたものの費用負担上限命令を

拒否された。しかし、同年2月22日に、チーマグラブ (Cheema-Grubb) 裁判官は、2005年のコーナーハウス事件控訴院判決 (*R (Corner House Research) v Secretary of State for Trade and Industry* [2005] EWCA Civ 192; [2005] 1 WLR 2600) における費用保護命令に示された基準を適用して<sup>61)</sup>、クラウドジャスティスの何千名もの支持者によって財政援助された司法審査が費用負担上限命令の制定法上の要件を満たすと判断した (*R (Hawking) v Secretary of State for Health and Social Care* [2018] EWHC 989 (Admin))<sup>62)</sup>。また、チーマグラブ裁判官は、本件において、公衆は、政府側には租税によって、原告側にはクラウドファンディングによって、両当事者に資金提供しており、費用負担上限命令は、完全に適切であるとする。したがって、将来、費用負担上限命令の申請が、クラウドファンディングによる司法審査訴訟の共通の特徴となると考えられる。

### 3 訴訟の財政的負担者とクラウドファンディングの目的

#### (1) 訴訟の財政的負担者

費用にかかわって、別の論点を確認しておく。裁判所には、制定法により、訴訟当事者以外の者に訴訟費用の支払いを命じる権限が与えられている。一般に、訴訟当事者以外の者への訴訟費用命令は、「純粋な」資金提供者に対しては行われぬ。これは、友情、自然な愛情、政治的忠誠といった感情から訴訟に資金的貢献を行った非当事者を指す。アーキン事件 (*Arkin v Borchard Lines Ltd* [2005] EWCA Civ 655; [2005] 1 WLR 3055) においては、商業的な資金提供者については、敗訴当事者に金銭的貢献をした限度で、訴訟費用を支払う義務を負う場合があると判示した<sup>63)</sup>。

2015年刑事司法及び裁判所法85条・86条は、司法審査請求の財政情報の提供を求めるもので、3,000ポンド以上の資金を提供して訴訟を支援する第三者の情報を含めるものであった<sup>64)</sup>。この規定は2018年段階でいまだ施行されていなかったが、「訴訟の資金援助のリスク」というクラウドジャスティ

スの以下の規則は、この規定を意識して、「この要求は、特定の事件の司法審査に3,000ポンド以上を寄付する者はさらなる費用リスクに服する。」ことを説明している。さらに、寄付者が「事件の遂行または訴訟戦略についての所有、コントロールまたは助言する権利を含む、事件におけるまたは事件に対するなんらの権利をもたず、その貢献が（財政上のものであれ、他のものであれ）権利をもつ資格を与えないことを認め、同意する」ことを規定している。この規定の目的は、事件管理のコントロールの行為が非当事者費用命令に服する非当事者を（通常、非当事者費用命令には服さない）純粋の資金負担者から区別する特徴の一つであるため、費用命令において寄付者が責任を負うという事件を最小限のものにしようとするものと考えられる。もしこの領域でクラウドファンディングが成長し、先の条文が施行されるならば、寄付者が裁判所の命令に服する程度は、寄付の量や金額を決定するキーとなる要素になるかもしれない<sup>65)</sup>。

## (2) クラウドファンディングの目的—「投資」をベースとすることの有無

上記の点にかかわって、投資者が金銭的請求に財政的利害を有している「投資をベースとするクラウドファンディング」モデルと投資者の報酬が非金銭的なまたは無形の (intangible) 「投資をベースとしないクラウドファンディング」モデルの間に重要な区別がなされ得る<sup>66)</sup>。アメリカの法学研究者であるペリー (Perry) は、クラウドファンディングを「投資をベース」にしたものと「投資をベースにしない」ものに分けるが<sup>67)</sup>、これは、クラウドファンディングの寄付者の目的による区別であると考えられる。ペリーは、「投資をベースとするクラウドファンディング」が推奨されるべきであり、「投資をベースとしないクラウドファンディング」は抑制されるべきものとする。それは、「投資をベースとするクラウドファンディング」は、自らの資金を事件に投資する者のインセンティブがある種のフィルターを提供するので、より安全なものであり、他方で、「投資をベースとしないクラウドファンディング」では、請求が第一次的に政府の活動の適法性であり、財政的利益では



ないことから、寄付者が事件のメリットを適切に吟味するインセンティブに乏しいと考えるからである。ペリーは、「投資をベースとしないクラウドファンディング」モデルにおいて、メリットのない請求を生み出すリスクを最小限のものにするために、請求が専門的な審査過程に服すべきことを提案する。そして、クラウドファンディングにかかわる異なる組織が、審査に関して異なるアプローチを有している。クラウドジャスティスは、事件を扱うすべての個人またはグループが資格を有するソリシタまたはバリスタを有するか、または事件が非営利組織によって扱われることを要求している。グッド・ロー・プロジェクトは、この目的のためにダイレクターであるモーム勅選弁護士が活動する。いかなるレベルの審査が要求され、どのようにそれを確保するかが、実際には、キーとなるデザインの問題である。

#### 4 従来の資金集め運動との相違と公益訴訟モデルの展開

##### (1) 従来の資金集め運動との相違

従来の資金集め運動との相違も問題となる。クラウドファンディングは必ずしも目新しいものではないという意見がある。しかし、クラウドファンディングは単なる既存の実務のデジタル化以上のものである<sup>68)</sup>。クラウドファンディングは多くの点で質的に異なる。例えば、資金集めがオンラインで行われるという事実は、それがより広範にアクセスすることができ、資金集めの運動は、より広範に広められるであろうことを意味する。同様に、運動は、おそらく全国的な政治的論点となる、または既存の全国的論点に関連したものとなるであろう。さらに、オンラインシステムの使用はまた、運動をホストする新しい重要なアクターであるプラットフォームを創造する。クラウドジャスティスのようなプラットフォームは今日この領域におけるキープレイヤーであり、いかに資金集めの運動が行われるかに影響を与える権限を有している。したがって、資金集めの集権化は、従来の運動とは相当に異なるものであり、クラウドファンディングを通じた運動が、例えば歓迎されない計

画決定を争うために団結する地域社会の少数のメンバーの運動と同じというわけにはいかないと考えられる。

## (2) 閉じられたモデルから開かれたモデルへの展開

次に、トムリンソンが、クラウドファンディングはイギリスにおける公益訴訟の「閉じられたモデル」からより「開かれたモデル」への展開を生み出していることを指摘していることが注目される<sup>69)</sup>。

司法審査のモデルは、原告適格が狭く、審査の根拠・基準が限定されたものから、原告適格が広いものへと変わり、さらに、公益訴訟・公益的訴訟参加が認められ、審査の根拠・基準も広がったものへと変わってきた<sup>70)</sup>。最近の10年間において、イギリスにおける公益司法審査は、そのような訴訟の専門性を有する組織（例えば、リバティ [Liberty] またはジャスティス [JUSTICE]）またはある特定の政策領域の専門性を有する組織（例えば、環境団体であるグリーンピース [Greenpeace]）によってしばしば提起されてきた。この訴訟は、複雑で、高価で、予測し難いものであり、とても注意深く扱われてきた。同じ少数の組織がしばしば登場し、これらの組織は、同様の使命を有しているとみられてきた。そのような組織によって行われる公益訴訟は、通常、経験ある弁護士と組織の幹部会員を関与させていた。訴訟を行う際に、組織は、一般的に彼らに規律と注意をもって訴訟を行うよう様々な圧力を与えた。例えば、彼らは、しばしば理事会に、時にはより広い会員にアカウントビリティを有していた。これは、公益司法審査の「閉じられたモデル」であり、活動は専門的なものであった。

クラウドファンディングとともに、もし、伝統的な活動グループの外側からの原告によって提起される多くの事件が存在するならば、公益訴訟の「閉じられたモデル」は押しのけられる可能性がある。クラウドファンディングにより財政的障害が克服され、クラウドファンディングが重要性において成長し続けるのであれば、イギリスにおける訴訟の一領域としての公益司法審査はより多様なものとなる。訴訟のための新しい焦点を当てられた領域が生

じ、新しいグループや人々がかかわってくるかもしれない。このように、クラウドファンディングは、公益訴訟の「閉じられたモデル」から「開かれたモデル」への展開を生むかもしれない。しかし同時に、近年において公益訴訟の様相を相対的に安定させていた構造が同じようには存在しないかもしれず、単純に公益訴訟の潜在的な民主化や多様化よりもよりニュアンスのあるものとなるかもしれない。

クラウドファンディングがもたらす、公益司法審査の「閉じられたモデル」からより「開かれたモデル」への展開とともに、新しいアクターが登場する機会が存在する。モーム勅選弁護士は、クラウドファンディングが公益訴訟にかかわる人を広げる可能性を示す良い例である。伝統的な構造は、モーム勅選弁護士や彼の歩みに従う他の者においては必ずしもなく、クラウドファンディングは、自らを寄付者という基礎にアカウントビリティを負うものとしてみる。

トムリンソンの指摘に公益訴訟の展開をあわせて考えてみると、専門的団体が原告となるものだけではなく、個人が原告となるものもあり（例えば、ブregジットにかかわって原告となっているミラー氏や、ロックダウンにかかわって原告となっているドーラン氏）、これは争点の重要性がより意味をもつようになっていられると思われ、クラウドファンディングは、特にこの重要な争点を提起する個人や小規模グループが原告となる公益訴訟提起を後押しするものではないかと考えられる。そのため、特に訴訟のコントロールも組織内部的なものからより開かれたものとなり、結果として、既に紹介してきたように、時としてコントロールが不十分な失敗例へとつながるようにも思われるのである。

そのためトムリンソンが指摘するように、この変化とともに、幾つかの事件においては、公益司法審査の実務に変化があるかもしれず、クラウドファンディングに対するなんらかの制度的対応は、この新しい状況のダイナミクスを考察しなければならないことになる。

## おわりに

わが国においても、クラウドファンディングの利用が始まっているが、その背景の相違にも注意が必要である。まず、公益訴訟という場合、イギリスにおいては、権利利益の侵害があるとは言い難い場合であっても、原告適格が付与されるような変化があったが、わが国においては、このような意味での公益訴訟は依然として困難であることである。また、イギリスにおいては、公益訴訟を担うことができる規模が大きい運動団体も少なくなかったと考えられるが、わが国では、訴訟を担うことができる運動団体もほとんどないのではないかと考えられる。そのため、イギリスにおいては、公益訴訟のモデルの展開が議論されるのに対して、わが国では、同様の議論を行うことはできないと思われる。

さらに、イギリスにおいては、敗訴者負担主義にも関連して、司法審査利用のために、相当高額な費用を必要とする一方で、とりわけ公益訴訟を制限しようとする連立政権の制度改革以降、従来の充実した法律扶助を得ることが難しくなるなど、司法審査の財政的負担が大きくなる中でクラウドファンディングの利用が始まったと考えられる。それに対して、わが国では、そもそも法律扶助は限定的であり、弁護士による自己負担（手弁当）での訴訟担当がなされてきたが、司法改革による弁護士の経済状況の変化などにもかかわって、弁護士がこのような負担を自ら担うことが困難になってきたという背景があるように思われる。わが国においては、このような法律扶助が限定的すぎるし、公益訴訟の提起が困難であるといった問題点に触れずに、クラウドファンディングの利用に期待すべきかといった論点があることにも注意が必要である。

他方で、司法審査におけるクラウドファンディングの利用は、イギリスがわが国に先行しているとはいえ、その経験や理論的な検討はいまだ限られたものとなっている。その現状の把握から検討が必要と思われるが、司法審査

におけるクラウドファンディングの長短を明らかにし、その利用のためにかなりの審査が必要となるのか、さらに、事件に関する情報提供や透明性をどのように確保すべきか、公益訴訟における参加者の開放性の評価などの基本的な論点をはじめとして、あるべき姿を模索していかなければならないことは、イギリスにもわが国にも共通していると考えられる。

注

- 1) わが国においてクラウドファンディングを利用した最初のものと思われるものが、刑事裁判であるタトゥー裁判の控訴審であり、裁判の争点に関しては憲法学における関心も高い。曾我部真裕「医師法17条による医業独占規制と憲法——タトゥー彫師訴追事件に即した検討」初宿正典先生古稀『比較憲法学の現状と展望』（成文堂、2018年）749頁～767頁、新井誠「タトゥー施術規制をめぐる憲法問題——大阪地裁平成二九年九月二七日判決を契機として——」広島法学42巻3号（2019年）21頁～39頁等参照。この裁判におけるクラウドファンディングについては、城水信成「タトゥー施術は『医行為』ではない」季刊刑事弁護99号（2019年）85頁、具良鈺「弁護士活動とクラウドファンディング」法学セミナー767号（2018年）1頁参照。その後、幾つかの事件でクラウドファンディングが利用されているようであり、原発廃炉訴訟に関して、中日新聞2020年1月21日朝刊29面「裁判費用クラウドで」参照。その記事では、2019年2月に訴訟向けクラウドファンディングの専門サイトとして、「CALL4（コールフォー）」が開設されたことが紹介されている。
- 2) R. Low-Beer and J. Tomlinson, *Financial Barriers to Accessing Judicial Review: An Initial Assessment* (Public Law Project, 2018).
- 3) J. Tomlinson, *Justice in the Digital State* (Policy Press, 2019). デジタル審判所については、榊原秀訓「イギリスにおける『行政的正義』の現状——原処分の改善、デジタル審判所と行政的審査」南山法学43巻2号（2019年）70頁～79頁。
- 4) J. Tomlinson, “Crowdfunding Public Interest Judicial Review: A Risky New Resource and the Case for a Practical Ethics” [2019] P.L. 166. トムリンソンは、パブリック・ロー・プロジェクトの調査ダイレクター（Research Director）である。
- 5) 司法審査の実態や近年の改革論を検討する共同研究として、榊原秀訓編『イギリス行政訴訟の価値と実態』（日本評論社、2016年）。
- 6) *Judiciary for England and Wales, The Administrative Court Judicial Review Guide 2019* (2019), paras. 6.1.1, 8.1.1–8.4.7.
- 7) 榊原秀訓「行政訴訟運用の現実態」榊原編・前掲注5) 104頁～105頁。
- 8) 「全くメリットない」という判断については、榊原・前掲注7) 105頁参照。
- 9) 榊原・前掲注7) 119頁～123頁、130頁～132頁。

- 10) H. Southey et al., *Judicial Review A Practical Guide*, 3rd ed (LexisNexis, 2017), pp. 14–149; S. Karim (General ed) and C. L. Bell (Assistant ed), *Patterson and Karim on Judicial Review*, 3rd ed (LexisNexis, 2019), pp. 19–21; J. Manning, S. Salmon and R. Brown, *Judicial Review Proceedings* (Legal Action Group, 2013), pp. 519–521.
- 11) Southey et al., *op. cit.*, n. 10, pp. 171–175; Karim (General ed) and Bell (Assistant ed), *op. cit.*, n. 10, pp. 22, 127–132; Manning, Salmon and Brown, *op. cit.*, n. 10, pp. 131–137.
- 12) Southey et al., *op. cit.*, n. 10, pp. 176–177; Karim (General ed) and Bell (Assistant ed), *op. cit.*, n. 10, p. 29; Manning, Salmon and Brown, *op. cit.*, n. 10, pp. 590–591.
- 13) 榎原秀訓「イギリスにおける立憲主義、法の支配と司法審査」アカデミア社会科学編 16号 (2019年) 77頁～79頁。
- 14) Ministry of Justice, *Judicial Review: Proposals for further reform*, Cm 8703 (2013).
- 15) 公益訴訟については、林晃大「イギリスにおける公益訴訟」法と政治 58巻2号 (2007年) 1頁～97頁。筆者も公共訴訟や公益的訴訟参加について紹介したことがある。榎原秀訓「行政訴訟に関する外国法調査——イギリス (下)」ジュリスト 1245号 (2003年) 168頁～174頁。
- 16) 政府の原告適格に関する提案や批判については、林晃大「司法審査制度改革——司法審査の目的と原告適格基準をめぐる議論について」榎原編・前掲注5) 141頁～167頁参照。
- 17) Low-Beer and Tomlinson, *op. cit.*, n. 2, p. 6.
- 18) *Ibid.*, p. 8.
- 19) *Ibid.*, pp. 10–11.
- 20) *Ibid.*, pp. 11–12.
- 21) Ministry of Justice, *Court Fees: Proposals for Reform*, Cm 8751 (2013).
- 22) 本判決を詳細に検討するものとして、上田健介「訴訟費用と裁判を受ける権利」近畿大学法科大学院論集 15号 (2019年) 58頁～73頁。榎原・前掲注13) 77頁～78頁も参照。
- 23) Low-Beer and Tomlinson, *op. cit.*, n. 2, pp. 25–27; Tomlinson, *op. cit.*, n. 3, pp. 22–23; Tomlinson, *op. cit.*, n. 4, pp. 168–169.
- 24) 林晃大『イギリス環境行政法における市民参加制度』(日本評論社, 2018年) 230頁。これはあくまで第一審で訴訟が終了した場合の総額とされている。
- 25) T. Hickman, “Public Law’s Disgrace”, U.K. Const. L. Blog (9th Feb 2017).
- 26) V. Bondy, L. Platt and M. Sunkin, *The Value and Effects of Judicial Review: The Nature of Claims, their Outcomes and Consequences* (Public Law Project, 2015), p. 48.
- 27) 林・前掲注24) 231頁。
- 28) Low-Beer and Tomlinson, *op. cit.*, n. 2, pp. 19–20; Tomlinson, *op. cit.*, n. 3, pp. 23–

- 24; Tomlinson, *op. cit.*, n. 4, pp. 169–170.
- 29) マケルダウニイは、法律扶助が高度に政治的なものとなってきたことを指摘する。J. McEldowney, “The UK Supreme Court and Parliament: Judicial and Political Dialogues” in Z. Szente and F. Gardos-Orosz (eds), *New Challenges to Constitutional Adjudication in Europe: A Comparative Perspective* (Routledge, 2019), pp. 226–228; J. Tomlinson, “Foundation for A ‘Secret History’ of Judicial Review: A Study of Execution as Bureaucratic Routine” (2019) 41(2) *Journal of Social Welfare and Family Law* 252, p. 254.
- 2010年までの展開については、The Bach Commission, *The Right to Justice* (Fabian Society, 2017), Appendix 6.
- 30) 2012年法については、上田健介「行政訴訟における司法へのアクセス保障」榊原編・前掲注5) 172頁～176頁、池永知樹「緊縮財政下のイギリス法律扶助の変容と持続性を追求する他国の取組」総合法律支援論叢3号(2013年)69頁～77頁、我妻学「イギリスにおける近時の民事法律扶助および訴訟費用の改正」法学会雑誌54巻1号(2013年)280頁～287頁参照。また、2012年法は、法律扶助の決定主体を変更し、政府からの独立性を弱めていると批判されている。A. Le Sueur, “The Foundation of Justice” in J. Jowell and C. O’Cinneide (eds), *The Changing Constitution*, 9th ed (Oxford University Press, 2019), pp. 228–229. この点につき、上田も、「2012年法のもとで、よりいっそう政府の関与の度合いが強められている」と指摘している。上田・前掲論文173頁。
- 31) Hickman, *op. cit.*, n. 25.
- 32) 上田・前掲注30) 173頁参照。
- 33) L. Whitefield and A. Hundt, “Securing Legal Aid for Judicial Reviews (Part 1)” [2016] J.R. 87, p. 92.
- 34) 当初の規則が2015年の高等法院判決によって違法と判断されたことについては、上田・前掲注30) 178頁～179頁参照。その規則は修正されたものの、許可に一定の重要性が置かれている。
- 35) V. Ling, S. James and C. Storer with A. Edwards, *Legal Aid Handbook 2020/21* (Legal Action Group, 2020), paras. 14.42, 16.74. 巻上げ審理とは、特に緊急事件において、裁判官が許可段階と実体審理段階の両者が同時に審理されるよう命じるものである。
- 36) Southey et al., *op. cit.*, n. 10, pp. 135–136.
- 37) Tomlinson, *op. cit.*, n. 4, p. 172; Low-Beer and Tomlinson, *op. cit.*, n. 2, pp. 21–22.
- 38) Bondy, Platt and Sunkin, *op. cit.*, n. 26, p. 49.
- 39) Low-Beer and Tomlinson, *op. cit.*, n. 2, p. 19; Tomlinson, *op. cit.*, n. 3, pp. 22–23; Tomlinson, *op. cit.*, n. 4, p. 169. 条件付成功報酬については、我妻学『イギリスにお

ける民事司法の新たな展開』（東京都立大学出版会，2003年）100頁，ニール・アンドリュース著（溜箭将之・山崎昇訳）『イギリス民事手続法制』（法律文化社，2012年）162頁～171頁参照。我妻は，1990年代半ばからの民事法律扶助の受給者の限定により，司法へのアクセス保障の手段として従来の法律扶助から成功報酬を拡充する政策をとっていることを指摘している。我妻・前掲注30）257頁。

- 40) Tomlinson, *op. cit.*, n.4, p.173; Tomlinson, *op. cit.*, n.3, p.26. 我妻学「第三者による訴訟費用の提供——オーストラリア，イギリスにおける近時の議論を中心として——」東北学院法学71号（2011年）532頁～500頁。我妻は，裁判費用の提供を行う第三者として投資ファンドに注目している。ニューバーガー卿（Lord Neuberger）は，第三者による訴訟のための資金調達歴史について説明している。Lord Neuberger, “From Barretery, Maintenance and Champerty to Litigation Funding” Harbour Litigation Funding Lecture (2013).
- 41) Lord Justice Jackson, *Review of Civil Costs: Final Report*, Ch.11, para.1.2.
- 42) Tomlinson, *op. cit.*, n.3, pp.26–27; Tomlinson, *op. cit.*, n.4, pp.173–174. クラウドジャスティスに触れる邦語文献として，具・前掲注1）1頁～2頁参照。
- 43) Tomlinson, *op. cit.*, n.3, pp.27–28; Tomlinson, *op. cit.*, n.4, p.174.
- 44) J. Maugham, “The Lawyer as Political Actor” Annual Queen Mary University of London Law and Society Lecture (11.17.2017).
- 45) ミラー判決については，柳井健一「国会主権のリインカーネーション——Brexitと最高裁判所ミラー判決——」法と政治69巻1号（2018年）165頁～193頁，佐藤憲「英最高裁ミラー判決の法理」早稲田法学93巻3号（2018年）77頁～101頁，佐藤潤一「ミラー判決とBrexit」榑原秀訓編『現代イギリスの司法と行政的正義』（日本評論社，2020年）53頁～73頁参照。
- 46) 岩切大地「英国のEU離脱」法学教室473号（2020年）135頁～136頁，マーク・エリオット（江島晶子訳）「連合王国の憲法とBrexit」法律時報92巻5号（2020年）19頁～21頁。
- 47) 本判決については，以下の論評も参照。R. Craig, ‘New Article 50 Case Resoundingly Rejected by the Divisional Court’, U.K. Const. L. Blog (26th Jun. 2018) (available at <https://ukconstitutionallaw.org/>).
- 48) これは不許可のために当てられる最も一般的な理由であると考えられる。榑原・前掲注7）125頁～127頁。
- 49) J. Tomlinson et al., “Judicial Review during the COVID-19 Pandemic (Part I)”, *adminlawblog.org* (26 May 2020); J. Tomlinson, J. Hynes, E. Marshall and J. Maxwell, *Judicial Review in the Administrative Court during the COVID-19 Pandemic* (Public Law Project, 2020).
- 50) J. Tomlinson et al., “Judicial Review during the COVID-19 Pandemic (Part II)”,



- adminlawblogorg (28 May 2020); S. Guy, “Judicial Review and Covid-19: Reflections on the Role of Crowdfunding” UKAJI (June 5, 2020).
- 51) 内容を確認すると、その中には、ロックダウンの間の家庭内暴力の生存者に施設を提供するための緊急資金提供についての政府の拒否処分を争うものも含まれており、ロックダウンをめぐるものはかなり広く捉えられている。
- 52) Tomlinson, *op. cit.*, n. 3, pp.29–30; Tomlinson, *op. cit.*, n. 4, pp.181–182.
- 53) C. Harlow and R. Rawlings, “‘Striking Back’ and ‘Clamping Down’: An Alternative Perspective on Judicial Review” in J. Bell et al. (eds), *Public Law Adjudication in Common Law Systems: Process and Substance* (Hart, 2016), pp.301–326.
- 54) Tomlinson, *op. cit.*, n. 4, pp.178, 182; Tomlinson, *op. cit.*, n. 3, p. 31.
- 55) 費用保護命令については、林・前掲注 24) 235 頁～242 頁が詳しい。
- 56) Tomlinson, *op. cit.*, n. 4, pp.176–177.
- 57) Low-Beer and Tomlinson, *op. cit.*, n. 2, pp. 33–35; Bingham Centre for the Rule of Law, Public Law Project and Justice, *Judicial Review and the Rule of Law: An Introduction to the Criminal Justice and Court Act 2015, Part 4* (2015), pp. 33–35. 費用負担上限命令については、洞澤秀雄「行政訴訟手続の変容」榊原編・前掲注 5) 212 頁～214 頁参照。
- 58) Bondy, Platt and Sunkin, *op. cit.*, n. 26, pp. 50–51.
- 59) Ministry of Justice, *op. cit.*, n. 14, paras. 158, 159.
- 60) Bondy, Platt and Sunkin, *op. cit.*, n. 26, p. 51; Bingham Centre for the Rule of Law, Public Law Project and Justice, *op. cit.*, n. 57, p. 45.
- 61) 本判決については、林・前掲注 24) 235 頁～237 頁、アンドリュース著（溜箭・山崎訳）・前掲注 39) 158 頁参照。
- 62) 本判決については、以下のものを参照した。Tomlinson, *op. cit.*, n. 4, pp.176–177; J. Sidhu, “The Importance of Certainty: High Court Grants Costs Capping Order in Crowdfunded Judicial Review” Dispute Resolution Blog (March 9, 2018) (<http://disputeresolutionblog.practicallaw.com/the-importance-of-certainty-high-court-grants-costs-capping-order-in-crowdfunded-judicial-review/>); Legal Action Group, “Public Law: Update (Jul/Aug 18)” (<https://www.lag.org.uk/article/205327/public-law--update--jul/aug-18->).
- 63) アンドリュース著（溜箭・山崎訳）・前掲注 39) 160 頁～162 頁。
- 64) Low-Beer and Tomlinson, *op. cit.*, n. 2, pp. 37–38; Tomlinson, *op. cit.*, n. 4, pp. 178; Bingham Centre for the Rule of Law, Public Law Project and Justice, *op. cit.*, n. 57, pp. 17–19.
- 65) Tomlinson, *op. cit.*, n. 4, pp.178–179.
- 66) *Ibid.*, pp.179–180; Tomlinson, *op. cit.*, n. 3, pp.26, 35.

- 67) R. Perry, “Crowdfunding Civil Justice” 59 (2018) *Boston College Law Review* 1357.
- 68) Tomlinson, *op. cit.*, n. 4, p. 183.
- 69) *Ibid.*, p. 180; Tomlinson, *op. cit.*, n. 3, pp. 31–33.
- 70) R. Rawlings, “Modelling Judicial Review” (2008) 61(1) *Current Legal Problems* 95.

[付 記] 本稿は、JSPS 科研費 JP17H00956 の助成による研究成果の一部である。